

○はたともこ君 では、次に細野大臣に伺います。原子力規制委員会人事、人事案件についてでございます。

私たち国民の生活が第一は、今回の原子力規制委員会人事については五名全員の任命に反対の立場でございます。私たちの第一の基本政策は、原発ゼロへ、エネルギー政策の大転換で十年後をめどに全ての原発を廃止するというものですが、今回の人事は、いわゆる原子力村の中心人物の一人である田中俊一氏を委員長とし、ほかにも原子力村の住人である方々を委員とする、明白な原発推進人事となっております。

さらに、私は去る八月二十日の行政監視委員会における質疑で、七月三日付けの政府文書、資料の④でございます、原子力規制委員会委員長及び委員の要件については、政府が日本語を捏造したでたらめ文書であることを明らかにいたしました。このようなでたらめな政府文書に基づく人事は白紙撤回すべきです。

そこで、改めて細野大臣に伺います。

配付資料④の七月三日付け原子力規制委員会委員長及び委員の要件についてという文書は、細野大臣の責任で出された文書ということによろしいでしょうか。

○国務大臣(細野豪志君) 原子力規制委員会の委員長及び委員につきましては、先般御議論いただきました原子力規制委員会設置法におきまして次のような規定がございます。「人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。」ものとされております。また、原子力規制委員会が強い独立性を保ち、国民からの信頼を確保するためには、その委員長及び委員の中立公正性、透明性の確保を徹底することが重要であります。そういう考え方に基づいて法律上の欠格事由というのが定められております。

それに加えて、今御指摘の七月三日付けの文書というのは、更にそこに加えて新たな欠格要件を付与し、さらには、任命に際しましては情報公開を求める旨を規定をしております、この文書については私の責任において整理をし、公表したものであります。

○はたともこ君 この文書の2、委員長及び委員の要件の考え方の(1)に、中立公正性確保に関する法律上の欠格要件として、原子力事業者及びその団体の役員、従業員である者と書いてありますが、この原子力事業者の中に独立行政法人原子力研究開発機構、JAEAは含まれますか。

○国務大臣(細野豪志君) 御指摘があったのは、済みません、ちょっと、2の(1)のところということですか。

○はたともこ君 2の(1)です。

○国務大臣(細野豪志君) これは、法律の規定を引いたものをここで表したものでございます。そこで言っております原子力事業者というのは、原子力規制委員会設置法の第七条の七項の三号、すなわち原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置をする者、そのほか、全て読みませんけれども、原子力事業者全般、つまり原子力事業者の中でも大学や研究機関も含めた全てのものが法律ではっきり明記をされておりますので、それを定めたのがここで言っているものでございます。定めたというか、そこで言い表しているのはこの条文に当たるところでございます。

○はたともこ君 JAEAは含まれますか。

○国務大臣(細野豪志君) JAEAですか。

○はたともこ君 はい。

○国務大臣(細野豪志君) 研究機関も全て含まれます。すなわち、JAEAも含まれますし、資料でいいますと五枚目で書いていただいておりますが、原子炉設置者であります東京大学や京都大学、近畿大学などの、この全ての機関が含まれるということになります。

○はたともこ君 では、(2)を飛ばしまして、(3)の任命に際して情報公開を求める事項の①、②にある原子力事業者等という文言は、八月二十日の質疑におきましても、政府参考人櫻田準備室副室長は、これは委員会の決議に相当するものと答弁されましたが、細野大臣、そのとおりですか。

○国務大臣(細野豪志君) 委員会の決議というのは、これは議会の方で御議論をいただいて出していたものでございますので、私、今もちろん議会にも籍を置いておりますが、行政府の側から答弁をするという立場からは、私自身が解釈を申し上げるべき立場にはないというふうに思っております。

ここで言っております原子力事業者等というのは、これは電力会社、さらには電力会社から距離を置くという意味で、電力会社や、その子会社、さらにはメーカーを含むものをこの原子力事業者等という形で表しております、そのことは何度か委員会でも答弁をさせていただいております。

○はたともこ君 櫻田準備室副室長は、これは委員会の決議に相当するとおっしゃったわけでございます。この国会の附帯決議に基づく(3)の①、②の原子力事業者等にはJAEAは含まれますか。

○国務大臣(細野豪志君) 済みません、ちょっと聞き取れなかったんですが、国会の決議の方ということですか、決議の解釈ということによろしいんですか。済みません、もう一度お願いします。

○委員長(山本順三君) はたともこさん、もう一度お願いします。

○はたともこ君 (3)ですね、(3)の①、②について、行政監視委員会で櫻田準備室副室長は、これは委員会の決議に相当するものと答弁されました。すなわち、国会の附帯決議に基づくものであるということございまして、この(3)の①、②に書いてあります原子力事業者等にはJAEAは含まれるかということございまして、

○国務大臣(細野豪志君) 済みません。大変失礼いたしました。

国会の決議は決議として、それはもうまさに議会の方で御議論をいただいてお作りになったものですので、私が答弁する立場にはございません。

このガイドラインで示しておりますこの(3)の①、②の情報公開の部分でございますよね。この部分については、これはまさに欠格要件に、(2)でお示しをしておりますものと同様のものでございますので、こちらについてはJAEAは含まれないと。ちなみに、大学も含めて含まれないということであります。

是非御理解をいただきたいんですけれども、はた委員が、御主張が、そういうあらゆる原子力機関を全て排除をするということになりますと、大学関係者、さらには研究機関、全て排除をしなければならないということになります。そうしますと、専門性やいわゆる技術の面におきまして安全についての様々な判断がどうしてもやはりできないということにもなりかねませんので、そういった方々については、電力事業者からしっかりと距離を置けているということの一つの前提といたしまして、欠格要件には入れないという形で我々考えております。是非御理解をいただければというふうに思います。

○はたともこ君 済みません、もう一回確認します。

この(3)の①、②の原子力事業者等にはJAEAは含まれないと今おっしゃったわけですね。

○国務大臣(細野豪志君) はい。これは(2)と同じですので、これは(3)でもJAEAは含まれません。

○はたともこ君 では、今大臣は(2)と(3)には含まれないということをおっしゃったということございまして、同じこの一枚の政府文書の中で、(1)は含まれるが、(2)、(3)は含まれないというようなことございまして、日本語として全く成立をしていないと思えます。このでたらめな日本語の政府文書は撤回をして、この文書に基づく人事案件も白紙撤回すべきであると私は思いますが、細野大臣、いかがですか。

○国務大臣(細野豪志君) 法律の欠格要件の中で書かれているのは、個別に一つず

つ例示がしてあります。これは研究機関であっても、それはもう安全性についてチェックをする立場になりますので、現職の方についてはやはりやっていただくことはできない、そういった形で辞めていただいて入っていただくということでもあります。

遡って、この欠格要件としてガイドラインでお示しをしましたのは、これはやはり電力事業者との関係がいろいろとこれまで言われてまいりましたので、その部分についてのやはりけじめを付けられるということでガイドラインとしてお示しをしたものでございます。

したがいまして、様々な御議論があるのは承知をしておりますけれども、是非とも御理解を賜ればというふうに思っております。

○はたともこ君 では、配付資料の⑦の附則第二条第五項の規定を使って、今国会閉会後に委員長及び委員を総理が任命するとの報道がございます。国会の同意を得ずに本当にそういうことができるのか、できるというのであれば、どういう場合にどういう理由でできるのか、細野大臣、説明してください。

○国務大臣(細野豪志君) 御指摘は恐らく附則の第二条第五項においての規定をお引きになっているというふうに思います。この法律の施行後最初に任命される委員長及び委員の任命につきまして、国会の閉会又は衆議院の解散のための両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、委員長及び委員を任命することができる旨規定をされております。

確かにこういう規定はございますけれども、私どもとしては、今国会に同意人事を提出させていただいておりますので、会期が徐々に短くなってはおりますけれども、何とか御承認いただきたいというふうに思っておりますので、それがもうとにかく、我々が今お願いをしていることでございます。

○はたともこ君 では、さらに、仮に国会閉会後、国会の同意なしに総理が任命をした場合、配付資料の⑧の附則第二条第六項によって、国会の事後承認は必要ないとの報道もあります。本当にそういうことができるのか、できるというのであれば、どういう場合にどういう理由でできるのか、細野大臣、説明してください。

○国務大臣(細野豪志君) 原子力規制委員会設置法附則の第二条第六項におきまして先ほどのような規定がございます。さらになお、原子力緊急事態宣言がなされている場合であっては、その旨を国会に通知したときについては、事後の承認は原子力緊急事態解除宣言がなされた後速やかに行うこととされております。この規定は、まさに今回のような事故を受けまして、全く空白ということが許されない状況というのがあり得ますので、そのときのために置かれた条文ということでございます。

こういう規定はございますけれども、私どもとしては、今回国会に提出をさせていただいておりますので、是非とも御承認をいただきたいと。国会の議決を経て、御承認をいただいた上で、総理に指名をとという形を是非お願いをしたいと考えているところでございます。

○はたともこ君 では、時間が来ましたので終わりますが、ちょっと全く納得のできない説明でございました。

いずれにいたしましても、でたらめな政府文書に基づく現在の人事案は即刻白紙撤回すべきであるということを強く申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。